

独立行政法人労働政策研究・研修機構業務方法書の変更について（概要）

1. 概要

当機構はWTO政府調達協定（GPA）が適用される調達機関であり、平成24年3月30日にWTO政府調達委員会においてGPAが改正され、日本国においても受諾することとなったことから、契約の特例として政府調達に関する事務の取扱いを別に定めることを規定している業務方法書の条文について所要の改正を行う。

2. 主な変更の内容

第25条 契約の特例について

現行のWTO政府調達協定と改正後の協定について、当面の間、両方の義務を実施する必要があることから、現在記載している現行のWTO政府調達協定に加え、改正後の協定について追記する。

参考：

- ・ 現行のWTO政府調達協定
1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）
- ・ 改正後のWTO政府調達協定
2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（未発効。各国が受諾手続中）

3. 変更の時期

第25条の変更は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。